

健生発0325第17号
令和6年3月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱の
一部改正について

標記事業については、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の実施について」（令和3年3月23日健発0323第6号厚生労働省健康局長通知）の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので通知する。